

## 第1号様式（第3関係）

### 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

#### 1 開催日時

令和6年2月15日（木）

午後2時から午後2時45分まで

#### 2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

#### 3 出席者

委員：秋田 千晴（株式会社秋田製麺所 役員（豊山町商工会 理事））  
安藤 茂市（前尾張中央農業協同組合 代表理事組合長）  
小形 浩（三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所  
総務部 総務第一グループ グループ長）  
中村 英司（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）  
山田 敏文（豊山町商工会 会長）  
渡邊 直之（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

事務局：鈴木 邦尚（町長）

堀尾 政美（総務部長）

林 真吾（総務課長）

佐藤 美樹（人事秘書グループグループ長）

横山 美佳（人事秘書グループ主任）

#### 4 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 特別職の報酬等について

#### 5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 令和5年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例

- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表  
（令和5年4月1日現在）
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（令和5年度見込み）

6 議事内容

<p>総務課長</p>	<p>みなさんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の林と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず始めに、委員の皆様へ委嘱状の伝達を行います。</p> <p>委嘱状につきましては、お席に置かせていただいておりますので、各自ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。</p>
	<p>(辞令伝達)</p>
<p>総務課長</p>	<p>それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>秋田千晴様でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。(以下、順に自己紹介)</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ここで、町長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>町長</p>	<p>皆様こんにちは。今日は足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また平素は、町行政の各般にわたりまして、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額は、本審議会の答申に基づき、平成27年度から引き上げを行った常任委員会委員長の報酬を除き、平成24年4月から現在の額を適用しております。</p> <p>令和5年の人事院勧告では、月例給の引上げ改定がございましたが、近隣市町の改定状況及び本町における過去の改定状況を踏まえ、本日の諮問は、現行と同額とする案とさせていただきます。</p>

	<p>本諮問につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただき、最終的な答申をいただきたいと思いますと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分に検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ご本日はよろしくお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の配付物として、次第1枚、委員名簿1枚、審議会条例1枚、資料1として、一般職給料改定率が1枚、資料2として豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表が1枚、資料3として近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表（令和5年4月1日現在）が1枚、資料4として豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（令和5年度見込み）が1枚です。</p> <p>落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで、担当から審議会条例の概要を、ご説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。</p> <p>第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額に改定に係る条例案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。</p> <p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。</p> <p>以上で、条例の説明を終わります。</p>

総務課長	<p>ここでご報告申し上げます。豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。ただ今の出席委員は、6名全員でございますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。</p>						
A 委員	B 委員を会長をお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。						
総務課長	ただいま、B 委員のご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。						
委員	(異議なしの声)						
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、B 委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>誠に恐縮でございますが、会長からごあいさつをお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。</p>						
会長	ただいま会長に互選をいただきました、B と申します。大変僭越ではございますが、ご指名いただきましたので会長として審議を進めたいと思います。なにぶん不慣れではございますが、会長職を精一杯務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。						
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正について、諮問書をお渡しします。</p>						
町長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p>&lt;諮問内容&gt;</p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (諮問)</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について 現行と同額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(現行の月額)</p> <table style="margin-left: 80px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">町長</td> <td>給料月額</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>685,000円</td> </tr> </table>	町長	給料月額	829,000円	副町長	給料月額	685,000円
町長	給料月額	829,000円					
副町長	給料月額	685,000円					

	<p>教育長 給料月額 645,000円</p> <p>議長 報酬月額 377,000円</p> <p>副議長 報酬月額 302,000円</p> <p>常任委員会委員長 報酬月額 292,000円</p> <p>議員 報酬月額 282,000円</p>
総務課長	<p>ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問案につきまして、担当からご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>諮問案につきましては、現行と同額とさせていただいております。理由につきましては、次の4点になります。</p> <p>1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映です。</p> <p>令和5年の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定が行われました。全体平均では、1.1増額改定するという内容になっております。</p> <p>詳しくは、後ほどご説明いたします。</p> <p>2点目は、近隣自治体における改定状況です。</p> <p>諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況を確認しました。その結果、6団体で「据置」、または「据置見込み」、3団体で「未定」という回答をいただいております。</p> <p>3点目は、過去の改定率を考慮した結果です。</p> <p>過去に反映を見送られました平成26年度から令和5年人事院勧告の給与改定率の反映結果と、現行の報酬等月額に大きく差がないことも理由としております。こちらも詳細は後ほどご説明いたします。</p> <p>4点目は、町長の報酬月額の減額です。町長は任期中の令和6年11月19日までは給料月額及び報酬月額の10%減を実施しております。</p> <p>以上4点を踏まえ、本諮問案は、現行と同額としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
総務課長	<p>ここで、町長につきましては一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
	<p>(町長退席)</p>
総務課長	<p>それでは、特別職の報酬等についてのご審議をお願いしたいと存じます。議事の取り回しにつきましては、会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>まず始めに、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。</p> <p>民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと法律（地公法第24条第2項）で規定されております。</p> <p>このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与較差を解消するよう国会や内閣に対して勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。</p> <p>これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、この審議会で委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告した一般職給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>上の表をご覧ください。令和5年の一般職の給料改定率は、プラス0.96%でした。</p> <p>続きまして、下の表をご覧ください。現在の金額につきましては、</p> <table border="0" data-bbox="422 1041 1005 1400"> <tr> <td>町長</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>282,000円</td> </tr> </table> <p>でございます。</p> <p>現行月額に、過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年から令和4年までの給料改定率をすべて反映させますと、表の真ん中にご覧いただけます、参考月額のとおりとなります。現行月額との差額を、一番右の列に記載しております。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日となっております。</p> <p>次に資料3をご覧ください。</p> <p>尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町がご</p>	町長	829,000円	副町長	685,000円	教育長	645,000円	議長	377,000円	副議長	302,000円	常任委員会委員長	292,000円	議員	282,000円
町長	829,000円														
副町長	685,000円														
教育長	645,000円														
議長	377,000円														
副議長	302,000円														
常任委員会委員長	292,000円														
議員	282,000円														

	<p>ざいます。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、令和5年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。</p> <p>町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差があります。</p> <p>その他の職についても最大値と最小値との比較をいたしますと、副町長では36,000円、教育長では22,000円、議長では17,000円、副議長では19,000円、常任委員会委員長では19,000円、議員では11,000円の差があります。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4は、特別職、議員の令和5年度年収額等の見込み一覧表でございます。</p> <p>令和5年の人事院勧告では、一般職の期末手当の支給率が0.10月引き上げられ、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じて、0.10月の引き上げとなりました。</p> <p>この結果を受け、本町におきましても、令和5年12月の第4回定例会において、一般職の期末手当の支給率及び特別職の期末手当の支給率を引き上げる条例改正を行っております。</p> <p>なお、町長は公約により令和3年6月1日から令和6年11月19日の間、給料月額及び報酬月額の10%を削減することとなっておりますので、反映後の金額を括弧内に示しております。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、ご質問、ご意見のございます方は、ご発言をお願いいたします。</p>
委 員	(質問なし)
会 長	<p>よろしいでしょうか。ご質問のある方はいらっしゃらないということですので、本審議会といたしましては、特別職の報酬等につきましては、諮問のとおり答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	(異議なしの声)
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思います</p>

	<p>いますので、事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書を作成する間、委員の皆様におかれましては、5分ほどお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。</p>																					
	(答申書作成)																					
	(町長再出席)																					
会 長	おまたせしました。それでは、会議を再開させていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。																					
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長の方から豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。																					
会 長	<p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付)</p> <p>&lt;答申内容&gt;</p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申)</p> <p>令和6年2月15日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について</p> <p>現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>給料月額</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>給料月額</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>報酬月額</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>報酬月額</td> <td>282,000円</td> </tr> </table> <p>以上でございます。</p> <p>令和6年2月15日 豊山町特別職報酬等審議会会長 B</p>	町 長	給料月額	829,000円	副町長	給料月額	685,000円	教育長	給料月額	645,000円	議 長	報酬月額	377,000円	副議長	報酬月額	302,000円	常任委員会委員長	報酬月額	292,000円	議 員	報酬月額	282,000円
町 長	給料月額	829,000円																				
副町長	給料月額	685,000円																				
教育長	給料月額	645,000円																				
議 長	報酬月額	377,000円																				
副議長	報酬月額	302,000円																				
常任委員会委員長	報酬月額	292,000円																				
議 員	報酬月額	282,000円																				
町 長	ありがとうございます。																					
会 長	それでは、その他に入りますが、事務局から、何かありますか。																					
総務課長	特にございません。																					
会 長	委員の皆様の方から何かありますでしょうか。																					
委 員	(特になし)																					

会 長	<p>これで、本審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>委員の皆様におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。</p> <p>ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。</p>
町 長	<p>本日は、慎重なるご審議をいただきまして誠にありがとうございました。答申を受けまして、適切な運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。せっかくの機会ですので、少しでもご案内させていただきたいのですが、今話題になっておりますのは、特別職の報酬の関係におきますと、議員の報酬がどうなのかということが問題になっております。議員のなり手の問題が日本全国で話題になっておりますが、一つは働き盛りの年齢の方々が、地方議会の議員の報酬ではとてもじゃないけれど生活をしていくのは厳しいということです。ある程度の生活ができる報酬にして積極的に若いうちから議員になっていただけるような環境を整えなければいけないのではないかと思います。なかなか日本全体で踏み切っているところはないということです。一方、議員の報酬は高くなく、むしろボランティア的にやっている国々もあります。生計の元となるものは別で持っていて、議員活動を行う時間もあるという国が主流だそうです。何が良いかというのは議論が分かれるところですが、若い方がもっと議員として活躍していただくためにはそういったことも考えていかなければいけないと思っております。</p> <p>もう一つは、一般職の給与の話になりますけれども、民間の方は結構な額上昇しているということですが、公務員は人事院勧告に基づきますので、現状ではなかなか上がっていかない状況で、優秀な人材が地方に集まらない現象が起き、各市町村が悩んでいます。時に技術系の職員は募集しても集まらないという状況ですので、自治体においては今後の運用について困難な状況が発生していくのかなと危惧しています。ただ、抜け駆けして報酬をあげようとする、全体的な縛りがかかってそういうわけにはいかない。地方公務員のラスパイレス指数について1を越えてはいけないということになっています。地方であろうと国であろうと、やっている仕事には大差はないと思いますので、どうして置かれた立場によって違うのかなと疑問に思います。私自身の考え方では、職員の給与をあげようと考えたときに引っかかるのは特別職の年収です。市町村</p>

	<p>と比べると飛びぬけて良いわけではない。若い方に首長を目指していたらこうと思うと、それなりの報酬も考えていく必要があるのではないかと思います。そうした矛盾をこれからどう解決していくのか考えていかなければいけない時ですけれども、委員の皆様におかれましてはそういった方針もあるのだと念頭に置いていただいて今後とも引き続き様々な面でご意見をいただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは最後になりますが、本日の会議における報酬をお支払いしたいと思いますので、しばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願いいたします。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>